

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
コロンビア	トリヤ県音楽院楽器整備計画のための贈与に関する日本国政府とコロンビア共和国政府との間の交換公文	トリヤ県音楽院楽器整備計画を実施するために必要な 1. 楽器及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の楽器の輸送に必要な役務の供与	70,000千円 H20.2.8まで	H19.2.9 ボコタで (同日)	日本側 林渉在コロンビア大使 コロンビア側 ヤリア・コ ンセスエロ・アラウホ外務大臣	H19.2.27 111号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。